

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

■発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
■〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
■TEL:082-503-5855 FAX:082-294-4555
■E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
■広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
—子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！—

No. 200

2017年
8月号
(8月1日)

発行責任者
渡辺 宏
(事務局長)

この夏、九州地方と東北・北信越地方に豪雨が襲った。自衛隊の出動による災害救助の姿をみて「自衛隊は必要でありがたい」という意識は拡がるのは当たり前。しかし、安倍首相がいう憲法に自衛隊を明記する改憲は、災害救助隊的な役割のためではない。米国と一体となって、世界の紛争処理（資本の権益確保のため）に、いつでも出動できる「軍隊の役割」を明文化するためです。8月の原水禁大会終了後は、人権・平和憲法を守る闘いが続きます。

――目次――

- 1頁：8月の活動予定（8/3 現在）
- 2頁：「核兵器禁止条約採択・歓迎集会」（7月8日）
- 5頁：「共謀罪施行抗議！必ず廃止！」街頭行動（7月11日）
- 5頁：「原水禁世界大会・広島大会第2回実行委員会」（7月13日）
- 6頁：「共謀罪法廃止！」「安倍政治NO！」街頭行動（7月19日）
- 6頁：広島地裁「朝鮮学校無償化裁判・不当判決」に抗議（7月19日）
- 8頁：「第36回反核平和の火リレー」が平和公園に到着（7月21日）
- 9頁：「憲法70周年記念・広島アクション」（7月22日）
- 10頁：「非核平和行進」始まる（7月27日～）

【8月の活動予定】（8月3日現在）

- 4～6日(日) 被爆72周年原水爆禁止世界大会・広島大会（広島市内各会場）
- 7～9日(水) 被爆72周年原水爆禁止世界大会・長崎大会（長崎市内各会場）
- 19日(土) 人権宣言総会・学習会（福山市人権交流センター）
- 19日(土) 12:30～ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会街頭行動（青山前）
- 22日(火) 憲法を守る広島県民会議第3回常任幹事会（県平和運動センター）
(18:00～)

国連における「核兵器禁止条約採択」を歓迎する市民集会開く ～日本政府の態度を改めさせることが重要～

ニューヨーク国連本部で「核兵器禁止条約」が採択された7月8日午後3時から、「核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同そのⅡ」として、「採択を歓迎する原爆ドーム前集会」が開催されました。

この集会は、「核兵器禁止条約」が、世界の圧倒的多くの国々、市民の努力によって採択されたことを歓迎する意思をできるだけ早く、ヒロシマからのメッセージとして伝えることが必要との思いで、この時間帯に実施されました。広島県原水禁も実行委員会の中で、採択されたら直ちにこの行動を行うべきと主張し実施に至ったもの。

この日は、心配された雨も降らず蒸し暑い中 100 人を超える被爆者や市民が集まり、ヒロシマの思いを世界に発信しました。



集会は渡部朋子さんの司会で始まり、最初に青木克明（HANWA 共同代表）の開会挨拶があり、続いて国連交渉会議の現地行動に参加された、箕牧智之広島県被団協（坪井理事長）副理事長、大中真一広島県被団協（佐久間理事長）事務局次長からそれぞれ活動報告と「核兵器禁止条約採択歓迎」への強いメッセージと今後の決意が述べられました。

（左：アピールする箕牧智之さん）

続いて、共同実行員会の森瀧春子事務局長から「核兵器禁止条約採択に際してヒロシマ共同声明」が読み上げられ提案がされました。この「ヒロシマ共同声明」は、参加者全員が手にした折り鶴を高く掲げて力強い拍手で確認されました。

(右：共同声明を読み上げる
森瀧春子さん)



最後に秋葉忠利広島県原水禁代表委員が閉会の挨拶で、「今日は歴史的な日、それは新たな出発でもある。その気持ちはこのアピールに込められている。」と訴えるとともに「1996年に出されたIJC（国際司法裁判所）の勧告的意見では、核兵器を違法とする法律がなかったため、明確な判断を示すことができず、核兵器保有を許してきたが、この道を閉ざす条約が出来た。」と、「核兵器禁止条約」の持つ法的役割を強調し、集会は終了しました。



(閉会のあいさつをする秋葉忠利県原水禁代表委員)

この「ヒロシマ共同声明」は、首相官邸、外務省、そして岸田外務大臣事務所へ直ちにFAX送信するとともに郵送されました。

以下共同声明を記載します。

核兵器禁止条約採択に際してヒロシマ共同声明

核兵器禁止条約の採択をヒロシマは心から歓迎する

2017年7月7日、ヒロシマ・ナガサキ原爆被爆の未曾有の非人間的惨禍から72年目の今日、世界の生きんとする人々の悲願である核兵器禁止条約が国連で122カ国の賛成と反対1、棄権1と圧倒的多数で採択されました。

まさに世界に人類生存への希望をもたらした歴史的な日を迎えたのです。

ここヒロシマで、アメリカによる原爆投下によって無残に命を奪われた十数万の人々、被爆後72年の間、家族関係を原爆により破壊され辛酸をなめながら、放射能の後遺症に苦しめられ「遅れた死」をもたらされた二十数万人の人々、そして今なお、病魔や生活苦を背負わされている多くの人々と共に私たちは核廃絶を求めてきました。

そのことについては、核兵器禁止条約前文において、ヒバクシャの受け入れがたい苦難と被害、核廃絶への貢献を特記して表しています。

その実現のための最も現実的な法的規範である「核兵器禁止条約」は、「核と人類は共存できない」という理念を掲げた私たち世界民衆とその代表者である志を持つ国々の連帯の力で勝ち取ることができました。市民社会に解放された禁止条約国連交渉会議のあり方が、人類英知の結晶を生み出したのです。

採択された「核兵器禁止条約」は、核の非人道性を問い糺し、核が人類生存の道を阻む「悪」という烙印を押しした国際規範です。核兵器の開発、実験、保有、移譲、使用及び使用の威嚇が禁止されました。特に、爆発を伴わない核実験も禁止したことは新たな核開発の防止の実効性を高めるものです。さらにこれらの行為をいかなる形でも援助、奨励、勧誘することも禁止されました。核兵器使用の威嚇が禁止されたということは、核抑止力依存を国策とする国家にとっては深刻な打撃を与え、国際法で禁じられる故に安全保障策の根底的な転換を迫るものになります。

また、核廃絶の原点である世界の核被害者に目を向け、その国家と被害をもたらした加害国の被害者への支援及び核汚染地の環境回復という責任と義務を明記したこと、核被害が特に弱き側の先住民の上に押し付けられていること、放射能の影響が母体である女性や将来の世代に及ぶことを明示し、核被害の及ぼす放射能の脅威を強調したことは、私たちが長年、核被害実態の解明と被害の救援に取り組んできたことの反映です。

一方、原子力利用による核被害の実態に踏まえ、「核と人類は共存できない」という理念を掲げてきたわたしたちにとって、NPT（核不拡散条約）にもとづく「核の平和利用の権利」の保障に言及した点は今後の大きな課題と言えます。

この条約はさらに、核保有国が条約に加入したうえで保有核兵器を時間枠の伴う検証可能かつ不可逆的な方法で解体していく道筋も定めています。

アメリカ等が関係諸国に不参加や反対投票をするよう圧力をかけている中で、また核の傘に依存する被爆国日本が反対表明や不参加の態度をとるなど妨害が続く中、確固とした信念に基づき採択を実現させたホワイト議長をはじめとする人々、国々に深い敬意を表します。

私たちは日本政府に要求します。直ちに被爆国としての責任ある態度を持って締約国となるよう署名、批准を果して、国際社会の信頼を取り戻すべきです。日本政府がアメリカの核の傘に依存する政策は、すでに国際法によって違法となったことを肝に銘じなければなりません。

9月20日の署名開始から50カ国の批准が行われて90日経つと核兵器禁止条約はいよいよ発効します。日米両政府などの抵抗妨害を市民の力で無力にして自国の署名批准を推し進めましょう。禁止条約を実現した大きな力を私たちは持っています。

核兵器の最後の一つをこの世界から無くするまで、ヒロシマも世界の市民も声を一つに頑張りぬくことを誓います。

2017年7月8日

7月11日「共謀罪施行抗議！必ず廃止！」を訴え街頭行動実施

ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会は、定例の19日行動とは別に「共謀罪法」の施行日である7月11日、広島市中区本通り電停前にて「参議院本会議で審議しないままで異常な手段で強行採決した「組織犯罪的犯罪処罰法改正」と称した「共謀罪法」は民主主義を破壊する法であり、絶対廃止！を訴える街頭行動を行いました。法案は成立させてしまいましたが、今後とも、平和と民主主義を守るために、戦争のできる国へ突き進む安倍政治を許さないことを市民に訴えました。



(写真：1000人委員会共同代表の金子さんがマイクでアピール)

原水禁世界大会・広島大会第2回実行委員会開催 ～非核・平和行進など具体的取り組み開始へ～

広島県原水禁は7月13日に原水禁常任理事会の後、「第2回実行委員会」を開催し、今年の広島大会にむけて、①非核・平和行進の日程・コースの確認②大会総会・分科会・ひろばのプログラムと各会場の係りや座長などの任務分担の確認を行い、大会成功に向けて各労組・団体の協力を再度確認し合いました。

核兵器廃絶関係では東アジア非核地帯への課題、原発事故から脱原発への実効ある行動とエネルギー政策の転換を海外から学ぶこと、被爆者や二世・三世の課題など「核と人類は共存できない」を合言葉に「核も戦争もない平和な21世紀に！」のメインスローガン、「くり返すな原発震災！めざそう脱原発社会！」のサブスローガンのもと、全国から集まる人が学び交流できる大会として、成功をさせていきます。

「共謀罪は廃止へ！」「安倍政治NO！」 本通り電停前 7.19街頭行動

安倍内閣によるこの間の「特定機密保護法」「戦争法」「共謀罪法」の設立は、戦争ができる国へと地ならしをしているととらえて、全国で多くの市民が「反安倍政治」の声を上げています。安倍内閣は「森友学園」や「加計学園」に称されるように、官僚トの人事権を内閣府に集中し、政治の「私物化」をしていることは明白です。

ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会は、7月19日夕方、5時半から1時間、広島市中区本通り電停前において、安倍政治による反動的政治の目的などについて、市民に訴え

る行動を行いました。

62人が参加し、プラスターや横断幕を掲げ、市民にビラを配布しながら、「安倍政治を許してはならない」とマイクで訴えました。

三原でも同様の行動が行われました。

(写真:1000人員会共同代表の三木さんがマイクでアピール)



7.19広島地裁「朝鮮学校無償化裁判で反動判決！」 ～300人が集まって抗議集会開催～

2013年8月1日に広島朝鮮学園と2010年以降の卒業生と在校生（110人）が国を相手取り、他の外国人学校が就学支援金の支給対象となるなかで、朝鮮学校だけが支給対象外とされるという極めて差別的な状態について、その是正を求めて裁判に訴えた裁判で、7月19日広島地裁民事第3部（小西洋裁判長）は、原告の訴えを却下し、請求も棄却する不当な判決を言い渡しました。

この不当な判決にたいして、抗議の集会が同日午後7時から、広島朝鮮学園の講堂において、開催されました。平和運動センターは、日朝友好県民の会の中心として、日本の民主主義を守るためにも、この裁判闘争を支援していく必要があります。

全国的には、今後、大阪・東京・名古屋・福岡で判決が出されて行きますが、（このニュース作成時には、大阪では全面勝利の判決が出されました。）広島県平和運動センターとしても、戦前・戦後を通じて、朝鮮人差別と闘い、苦しい中でも日本における生活を共にしている在日朝鮮人の人権を守り、差別を許さない基本的視点に立って、朝鮮学園で学ぶ子どもたちに笑顔を取り戻せるよう、上告して闘われるこの裁判の支援の輪を拡げていきます。



(写真：講堂一杯に集まった支援者と学生たち)

朝鮮学園無償化裁判広島弁護団声明

本日、広島地裁民事第3部(小西洋裁判長)は、原告学校法人広島朝鮮学園を高校無償化の対象としないとした文部科学大臣の処分を違法性を争ってきた裁判で、就学支援金の支給を求める原告の訴えを却下し、その他の原告らの請求を棄却する不当判決を言い渡した。

この裁判は、他の外国人学校が就学支援金の支給対象となるなかで、朝鮮学校だけが支給対象外とされるという極めて差別的な状態について、その是正を求めたものである。

今回の裁判の中で、原告朝鮮学園及び100名を超える生徒、卒業生らは、朝鮮学校に通う生徒を就学支援金の対象としないという処分が、民族教育を受ける権利を侵害し、また、高校無償化法の趣旨を逸脱するものであることなどを主張して闘ってきた。

今回の判決は、「債権の弁済への確実な充当を求める」規程13条について、その必要性を認めた上で、無償化法の委任の範囲内であり適法、憲法14条に違反しない、本件学校が規程13条に適合するものとは認めるに至らないことを理由として指定しないことは違法ではないとして、原告らの主張を退けた。

恣意的な行政判断を正すべき司法が、無批判に行政の主張に追随したことは、民族差別を助長するものである。少数者の人権保障を任務とする司法に期待された役割の放棄にほかならない。当弁護団は、このような不当な裁判所の判断を到底受け入れることはできない。

いわゆる在日コリアンといわれる子どもたちは、戦後70年以上が経った現在でも、日本の社会の中で翻弄され、また、いわれのない差別や誹謗中傷を受け、自己のアイデンティティを構築するのに大きな苦難を強いられている。そのような中で、民族教育を実践する朝鮮学校は、在日コリアンの子どもたちの心のよりどころとなっている。そもそも、高校無償化法は、全ての子どもたちに教育の機会均等を保障し、教育を受ける権利を真の意味で実現するために作られた法律である。朝鮮学校に通う子どもたちにも当然、適用されるべきである。にもかかわらず、文部科学大臣は、朝鮮学園に通う子どもたちを無償化から排除した。その結果、多くの朝鮮学校に通う子どもたちは、傷つき、自信を失うこととなった。しかし、子どもたちには何の罪も落ち度もない。本来であれば、子どもたちに手を差し伸べるための法律が、かえって、罪なき子どもたちの心に傷を与えてしまうという逆転した事態を招いてしまったのであり、このようなことは断じて許されない。

本来、教育行政とは、全ての者にその能力に応じた教育を等しく行うことによって、全ての者が、明るく輝ける将来を作り出すための基礎力を養い、平和、かつ自由・平等で文化的な社会をつくり出すための人材を育成することにある。多文化共生に逆行し、弱者を締め出す教育行政を行うことは、日本国憲法に反し、許されない。

弁護団としては、朝鮮学園の子どもたちが笑顔を取り戻せるように、最後まで闘い抜く所存である。

以上

反核平和の火リレーが平和公園に到着 ～県内全23市町、940キロ走り抜く～

7月21日、夕方6時に6月28日出発した「第36回反核平和の火リレー」が、17日間県内23全市町、延べ940キロを走破し、最後のリレー走者の皆さんたちが、広島音楽サークル協議会にメンバーによる「平和の火よ走れ」の歌声の響く平和公園に到着しました。このリレーは「核兵器廃絶」「脱原発政策への転換」など、各自治体に要請行動も行いながら、今年も無事に走破されました。

到着式には自治労を始めとした各労組・I女性会議など運動を支えた団体の人も駆けつけ、到着を祝いました。



(平和公園に到着した最終のリレーランナーと実行委員のメンバー)

.....

「憲法70周年記念・広島アクション」 弁護士会館一杯の参加で盛会に開催される

7月22日（土）午後1時30分から「広島弁護士会館3階ホール」にて、広島弁護士会主催で「憲法施行70周年、今、ヒロシマができること～なぜ、今の憲法を守る必要があるのか～」と題して開催されました。平和運動センターもこのシンポジウムに賛同し呼びかけを行い多くの方に参加していただき、会場一杯の270人が参加し開催されました。

以下、参加された方の中からお一人の感想と、戦争をさせないヒロシマ1000人委員会代表呼びかけ人である秋葉さんのレポート（一部）を紹介します。

日本国憲法くんに聞いてみたい

以前、ある活動家の方が次のようにおっしゃられた。

「私たちは護憲勢力ではない。憲法第9条をはじめ、生存権などを今、変えてはいけない条文を恒久法へと改正していく、いわば『改憲勢力』でなければならない」と。

確かに、今の内閣に、今の与党に憲法を「改悪」されたくはない。しかし、だからといって「良い方向へ」といえど、「改憲」してもよいのだろうか？その言葉が、ずっとどこかに「引っかけり」を残していた。

7月22日(土)、広島弁護士会館にて、「憲法施行70周年、今、ヒロシマができること」と銘打って集会が開かれた。日本弁護士連合会と中国地方弁護士会連合会の共催で開かれた集会に、市民、民間団体等、大勢の人が集まった。

集会では、元ニューズペーパーの一員で、スタンダップコメディアンとしてソロ活動されている松元ヒロさんが、ステージに立たれた。松元ヒロさんは、今の内閣総理大臣、防衛大臣をはじめ、政治の正解を痛快に笑い飛ばしてくれた。また、ステージ最終盤には、自らを「日本国憲法」となって演じ、それはまるで「参加者への改憲への警鐘」であった。歯切れの良さ、スピード感、そして、最終盤の「憲法くん」では日本国憲法前文を、一言一句間違わず、暗唱した。その姿は圧巻そのもの。会場は静まりかえり、そして拍手喝さいだった。

次に「日本国憲法施行70年の今、考えるべきこと」と題し、東京大学法学部教授の石川健治さんより講演を受けた。石川さんは、憲法のもつ理念とその構造、そして私たちの個人生活に密着している憲法9条とその背景にあるものについて話しをされた。石川さんは、現在の改憲論のポイントとして、憲法の現状を変えないと言いながらも、9条に自衛隊の正統性を盛り込もうとしている事を見過ごしてはならず、私たちが阻まなくてはならないとした。聞き心地の良い言葉を用いての改憲提案であるが、9条がどのような役割を果たし、またどのような役割を果たさなければならないのかという事。その中で、9条を守るヒロシマの役割はとて大きいものであると論じた。改めて、憲法をもっと身近に感じられ、また重要性を考えさせられる集会になった。

皆さんよくご存じの古舘伊知郎さん。この方が、某局の報道番組を降板される前に、ある特集を番組内でオンエアした。内容はドイツのワイマール地方を訪れ、当時世界各国から「最も民主主義的な憲法」として讃えられた、かの有名な「ワイマール憲法」についての特集であった。当時世界の中で「最も民主主義的」な憲法であったにもかかわらず、なぜ第2次世界大戦という戦争の引き金を引くことになったのかを、わかりやすく解説された内容であった。理由はいたってシンプル。政権を持つナチスに、国家発動権を議会で付与してしまったことだ。それは、ファシズムという亡霊に国民が引きずられ、一握りの権力に「主権」を「明け渡した」瞬間であった。その後、どのようになっていったのかは、誰もが知る事実である。

どこか、今の日本にそっくりではないか？まったくもって、戦前復古の道が再び開きかけてはいまいか。私たちが許してしまえば、この国の「危うさ」はもはや思い過ごしではなくなる。今、30代を終えようとしている人生だが、憲法くんはその倍を生きてきた。本当に憲法くんが、しゃべるとしたら、今の私たちに、今のこの世界になんと語るだろうか？

(次に秋葉さんのレポートの一部から紹介します)

東京大学法学部の石川健治教授による講演の最終部分です。4部の構成は次の通りです。

- ① 導入 ② 憲法論の構造 ③ 9条論の構造 ④ 今日的課題

(写真:石川 健治教授)



9条をいじるということは、広島の世界
的使命に密接に関わっている。それを、
自衛隊のコントロールあるいは統制とい
う面から考える。

それには三つの階層がある。「権限」「正統性」「財政」だ。改憲の場合、9条を変える
ことでどんな権限が国家に発生するのかを見極めておかななくてはならない。内閣の職務
権限は73条に規定されているが、その中に軍事に関する権限はない。9条があるから
だ。

しかし、憲法によって権限が与えられていてもその権限を行使するための「権原」、つ
まり法律的な根拠あるいは正統性が必要だ。例えば、81条に規定されている違憲審査
権がある。それは一つの権限を定めているのだが、実際にその権限を使うための根拠
が必要だ。国権の最高機関である国会が定めた法律に問題がある、と言うためにこの
点が問題になる。そして、一皮むくと、やはり財源がなければ何もできないのだから、こ
れも重要だ。

では軍事力の統制について見てみよう。9条の1項と2項が権限としての軍事力を
否定してきた。しかし、自衛隊が作られたことで、2項は破られてしまった。それでも、正
統性と財政が絡んで、「違憲」を避ける必要性が重く受け止められ、統制が行われた。
例えば財務省が予算の抑制を行う際の議論として有効だった、という側面がある。自衛
隊の創設で性質が変わったとしても、2項のあることで軍拡路線は抑えられた。70年間の
成功の歴史と捉えて良いのではないか。そして災害救助隊としての自衛隊は愛されて
きた。

2項が大きな役割を果たしてきたということなのだが、3項ができるとこの統制が外れる。
つまり、uncontrollable、コントロールが効かない状態になってしまう。

この視点からは、「統制」が入っているという意味で自民党草案の方が少しはましだとさえ言えるが、そこまでは深く考えずにそうなっている。自民党草案で改憲することにも反対だが、統制を外す形での改憲はどうしても阻止しなくてはならない。

口当りは良いが本当に危険な提案がなされていることに気付いて欲しい。そしてその提案を阻止しなくてはならない。

時間がなくて、ネグった点が二つある。一つは、私たちが生きる意味をどう捉えるのかという点だ。憲法は、一つの物語としてその意味を示している。この視点から、広島の意味もある。

松元ヒロさんが憲法の前文を感動的に暗唱してくれたが、以前、憲法の集会で加藤剛さんの前座を務めたことがある。加藤さんも憲法前文を繊細に芸術的に読んでくれた。私たちの持つ夢の形見とでも言ったら良いのだろうか。そして憲法は、人類の物語のテキストであり、それなくして憲法は成り立たない。

憲法の持つこの側面を敵視して改憲しようとしている人たちもいるのだが、本気で関わっている人はこの点を無視しない。結局、本気度の強い少数の人たちが引っ張って、それほどでもない大勢の人たちを引き連れて法改正を行っているという事実も認識しておこう。

最後に日本の財政について一言。大変苦しくなっている。これまでのように積み上げ方式で予算が編成できないくらい財政は逼迫している。それは様々なところに波及しているが、結果として専制につながる。加計問題は根が深い。表面だけではなく、根の深い部分を見よう。

.....

被爆72周年原水爆禁止世界大会・広島大会にむけて ～「非核・平和行進」岡山県から引き継ぎスタート～

7月27日正午前、被爆72周年原水爆禁止世界大会が主催する「非核・平和行進」東コース（太平洋コース）が、広島県入りをしました。

午前10時に笠岡市を出発した岡山県行進団約80名は、元気にシュプレヒコールを繰り返しながら、県境を越え、予定通り正午少し前に、待ち受ける広島県行進団の拍手に迎えられ、引き継ぎ場所である福山市大門町野々浜バス停に到着しました。

早速、福山地区労清水副議長の司会で、引継ぎ式が行われました。



（写真：岡山の行進団とあいさつする
岡山県平和センター 梶原議長）

最初に岡山県行進団を代表して岡山県平和センター梶原議長が、「非核兵器条約に反対する安倍政権を厳しく問わなければなりません。この非核・平和行進を通じて、市民の皆さんに強くそのことを訴えてきました。広島皆さん、その思いをつないでください。」とあいさつ。続いて、広島県側を代表して広島県実行委員会金子代表委員が「核兵器禁止条約の採択は、『核兵器の非人道性』を強く訴えてきた被爆者やその声を一緒に広げてきた私たちの運動の成果です。岡山県行進団、そしてこの行進を引き継いできた全国の仲間の思いをしっかりと受け止め、平和公園慰霊碑前までの行進を続けます。そしてその成果を8月4日から始まる被爆72周年原水爆禁止世界大会成功の大きな力とします。」と決意を述べました。



その後、岡山県代表団から「核も戦争いらない平和な21世紀を 子どもたちに核のない未来を 非核・平和行進」と大きく書かれた行進用横断幕が広島県側に、手渡され、午後0時20分に広島県行進団（福山地区労の仲間約150名）が、今日の目的地である福山市役所をめざし元気にスタートしました。しかし、出発時には、やや風が吹いてはいたものの気温は32度近く達しており、歩き始めるとすぐに首筋に汗が滴る厳しい環境でした。行進団には、多くの若い人たちの姿があったことを特に強調しておきたいと思います。

この東部コースは、福山市、尾道市、三原市、竹原市、東広島市、呉市、坂町、海田町、府中町などを経由しながら広島市に入り、8月3日の午後3時ごろ、他の2コース（西部コース、北部コース）とともに平和公園慰霊碑前に到着する予定です。

西部コース（日本海コース）は、8月1日午前10時に大竹市栄橋で山口県から引き継ぎ大竹市、廿日市市を経由し、広島市に入ります。北部コースは県内独自コースとして今月30日に庄原市を出発し、三次市、安芸高田市を経由して広島市に入ります。

4月8日に青森市で開催された「反核燃の日集会」からスタートした「非核・平和行進」が広島県入りをする、いよいよ原水禁世界大会が近づいたことを実感します。

（広島県原水禁代表委員：金子哲夫筆）

.....

お願い：平和運動・原水禁の運動の記事は、関連記事として参加者がブログ「ヒロシマの心を世界に」に投稿しています。
是非、見てください。そしてクリックをしてください。（事務局・渡辺）